

自営業者における被扶養者認定の収入等の考え方について

科目(所得税法)	控除の可否	備 考
売上(仕入)原価	○	
給与賃金	×	従業員に対して賃金を支払う能力があり、経営者と考えられるため、この経費が計上されている場合は収入額を問わず被扶養者として認定できません。（健康保険制度の趣旨から被扶養者として認められません。）
地代家賃	△	1.事業所の所在地と自宅の住所が同一の場合は、事業所負担分と自宅負担分が明確にできる書類を添付された場合に限って経費として認められます。 2.貸主が親族の場合は、経費として認められません。
水道光熱費	△	事業所の所在地と自宅の住所が同一の場合は、用途（事業／自宅）が明確に区分されている場合のみ認められます。
通信費	△	
修繕費	△	
消耗品費	△	
燃料費	△	
荷造運賃	△	
外注工賃	×	
減価償却費	×	固定資産は取得時に備品等の経費として計上されており、毎年の減価償却においては現金の直接的支払を伴わないため経費として認められません。
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
旅費交通費	×	
損害保険料	×	
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
福利厚生費	×	
研修費	×	
加盟料	×	
雑費	×	
衣装・美容代	×	
新聞図書費	×	
会議費	×	
支払手数料	×	
教材費	×	
青色申告特別控除費	×	現金支出が伴わないものは経費として認められません。

○：控除可。

×：控除不可。

△：「確定申告書」及び経費の内訳が確認できる「決算書」又は「収支内訳表」等の写を提出して頂き、健康保険組合で判断する。